

令和2年坂祝町議会
第2回定例会 議案

令和2年6月8日提出
加茂郡坂祝町

付議事件

- | | |
|--------|---|
| 承認第9号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度坂祝町一般会計補正予算(第1号)) |
| 承認第10号 | 専決処分の承認を求めることについて
(坂祝町税条例の一部を改正する条例) |
| 承認第11号 | 専決処分の承認を求めることについて
(坂祝町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例) |
| 承認第12号 | 専決処分の承認を求めることについて
(坂祝町介護保険条例の一部を改正する条例) |
| 議案第26号 | 令和2年度坂祝町一般会計補正予算(第2号)について |
| 議案第27号 | 令和2年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 議案第28号 | 令和2年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |
| 議案第29号 | 令和2年度坂祝町下水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 議案第30号 | 町道の路線の認定について |
| 同意第3号 | 坂祝町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について |
| 同意第4号 | 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第5号 | 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第6号 | 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第7号 | 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第8号 | 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第9号 | 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第10号 | 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第11号 | 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第12号 | 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第13号 | 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第14号 | 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第15号 | 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第16号 | 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 同意第17号 | 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |

承認第9号

専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度坂祝町一般会計補正予算(第1号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和2年6月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

専決処分事項
(専決第9号)

令和2年度坂祝町一般会計補正予算(第1号)

専決処分日

令和2年5月12日

処分理由

新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急対応策である特別定額給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業を実施するにあたり、議会を招集するいとまがないため、専決処分するものです。

承認第10号

専決処分の承認を求めることについて
(坂祝町税条例の一部を改正する条例)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和2年6月8日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

専決処分事項
(専決第10号)

坂祝町税条例の一部を改正する条例

専決処分日

令和2年5月18日

処分理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第161号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第49号)が令和2年4月30日に公布され、それに伴い坂祝町税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集するいとまがないため、専決処分するものです。



令和2年坂祝町告示第49号

坂祝町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月18日

坂祝町長

令和2年坂祝町条例第18号

坂祝町税条例の一部を改正する条例

(坂祝町税条例の一部改正)

第1条 坂祝町税条例(昭和43年条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～23 (略)</p> <p>24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。第27項において同じ。))に定める業種に</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～23 (略)</p> <p>24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。))に定める業種に属する事業の用に供する</p>





属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、2分の1)とする。

25・26 (略)

27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、2分の1)とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(個人の町民税の税率の特例等)

第23条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、2分の1)とする。

25・26 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(個人の町民税の税率の特例等)

第23条 (略)

第2条 坂祝町税条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条</p>





の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～26 (略)

27 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、2分の1)とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に

の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～26 (略)

27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、2分の1)とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 (略)





法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が、前年度の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

承認第11号

専決処分の承認を求めることについて
(坂祝町国民健康保険条例等の一部を改正する条例)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和2年6月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

専決処分事項
(専決第 1 1 号)

坂祝町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

専決処分日

令和 2 年 5 月 1 8 日

処分理由

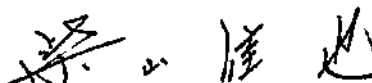
令和 2 年 5 月 1 日付け厚生労働省保健局国民健康保険課長通知（保国発第 0501 第 1 号）において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する災害等臨時特例補助金の交付基準が示され、市町村等に対して財政支援が行われることに伴い、その減免措置について坂祝町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集するいとまがないため、専決処分するものです。



令和2年坂祝町告示第50号

坂祝町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月18日

坂祝町長 

令和2年坂祝町条例第19号

坂祝町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 坂祝町国民健康保険税条例(昭和41年条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>13 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</u></p> <p>14 <u>令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(資格を取得した日から14日以内に加入手続が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第24条の3第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附</u></p>	<p>附 則</p> <p>13 (略)</p>





則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持するものが死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当すること。

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。





と。

15 前項の場合における第24条の3第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

第2条 坂祝町国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成31年条例第5号)を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (適用区分)</p> <p>2 前項ただし書により施行する改正後の坂祝町国民健康保険税条例の規定は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (適用区分)</p> <p>2 前項ただし書により施行する改正後の坂祝町国民健康保険税条例の規定は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>

第3条 坂祝町国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成31年条例第9号)を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (適用区分)</p> <p>2 改正後の坂祝町国民健康保険税条例の規定は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (適用区分)</p> <p>2 改正後の坂祝町国民健康保険税条例の規定は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第14項及び第15項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

承認第12号

専決処分の承認を求めることについて
(坂祝町介護保険条例の一部を改正する条例)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和2年6月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

専決処分事項

(専決第12号)

坂祝町介護保険条例の一部を改正する条例

専決処分日

令和2年5月18日

処分理由

介護保険法改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、令和元年10月の消費税率10%の引き上げに合わせて、軽減強化を図っており、令和2年度も引き続き実施します。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険第1号保険料の減免に対する財政支援を行うことが発出されたことに伴い、その減免措置をするための坂祝町介護保険条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集するいとまがないため専決処分するものです。



令和2年坂祝町告示第51号

坂祝町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月18日

坂祝町長 

令和2年坂祝町条例第20号

坂祝町介護保険条例の一部を改正する条例

坂祝町介護保険条例(平成12年条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(年間保険料)</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における年間保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(I)～(II) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料の額は、同号の規定にかかわらず、<u>18,720円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度の保険料の額</u>について準用する。この場合において、前項中「<u>18,720円</u>」とあるのは、「<u>31,200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度の保険料の額</u>について準用する。この場合に</p>	<p>(年間保険料)</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における年間保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(I)～(II) (略)</p> <p>2 <u>所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、28,080円とする。</u></p> <p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度から令和2年度までの各年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、23,400円とする。</u></p> <p>4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度から令和2年度までの各年度における保険料</u></p>





において、第2項中「18,720円」とあるのは、「43,680円」と読み替えるものとする。

附 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第8条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」と



の額について準用する。この場合において、第1項第2号中43,680円とあるのは、37,440円と読み替えるものとする。

5. 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から令和2年度までの各年度における保険料の額について準用する。この場合において、第1項第3号中46,800円とあるのは、45,240円と読み替えるものとする。

附 則



いう。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第11条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則 (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第8条の規定は令和2年2月1日から、改正後の第2条及び次項の規定は同年4月1日から適用する。
(保険料率に関する経過措置)
- 2 改正後の第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第26号

令和2年度坂祝町一般会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度坂祝町一般会計補正予算（第2号）を提出するものとする。

令和2年6月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第27号

令和2年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を提出するものとする。

令和2年6月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第28号

令和2年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を提出するものとする。

令和2年6月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第29号

令和2年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第1号）について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和2年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第1号）を提出するものとする。

令和2年6月8日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第 30 号

町道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経て次の路線を認定するものとする。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

整理番号	路線名	起 点 ・ 終 点	重要な経過地
6066	大針 66 号線	加茂郡坂祝町大針字大島野 635 番 1 地先から	
		加茂郡坂祝町大針字大島野 635 番 7 地先まで	

同意第3号

坂祝町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

坂祝町農業委員会委員の任命につき、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及び準ずる者としたいので、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月8日

坂祝町長 柴山佳也

同意第4号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月8日

坂祝町長 柴山佳也

記

住 所 加茂郡坂祝町 

氏 名 まつだ けんじ
松田 賢治

生年月日 

任 期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

同意第5号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月8日

坂祝町長 柴山佳也

記

住 所 加茂郡坂祝町 [REDACTED]

氏 名 みしな えいじ
三品 栄二

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

同意第6号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月8日

坂祝町長 柴山佳也

記

住 所 加茂郡坂祝町 

氏 名 かねまつ ゆきひと
兼松 幸史

生年月日 

任 期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

同意第7号


坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月8日

坂祝町長 柴山佳也

記

住 所 加茂郡坂祝町 

氏 名 うすだ いずみ
臼田 泉

生年月日 

任 期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

同意第8号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月8日

坂祝町長 柴山佳也

記

住 所 加茂郡坂祝町 

氏 名 みしな 三品 ただつぐ 忠次

生年月日 

任 期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

同意第9号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月8日

坂祝町長 柴山佳也

記

住 所 加茂郡坂祝町 

氏 名 おぐり まさゆき
小栗 正幸

生年月日 

任 期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

同意第10号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月8日

坂祝町長 柴 山 佳 也

記

住 所 加茂郡坂祝町 

氏 名 よこまく さとし
横幕 哲志

生年月日 

任 期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

同意第11号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月8日

坂祝町長 柴山佳也

記

住 所 加茂郡坂祝町 [REDACTED]

氏 名 かなもり ひでみ
金森 英美

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

同意第12号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月8日

坂祝町長 柴山佳也

記

住 所 加茂郡坂祝町 [REDACTED]

氏 名 くぼた まさすみ
久保田 正純

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

同意第13号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月8日

坂祝町長 柴山佳也

記

住 所 加茂郡坂祝町 

氏 名 かなもり ゆうじ
金森 裕二

生年月日 

任 期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

同意第14号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月8日

坂祝町長 柴山佳也

記

住 所 加茂郡坂祝町 

氏 名 かねまつ のぶゆき
兼松 伸行

生年月日 

任 期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

同意第15号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月8日

坂祝町長 柴山佳也

記

住 所 加茂郡坂祝町 [REDACTED]

氏 名 きむら まさゆき
木村 正之

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

同意第16号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月8日

坂祝町長 柴山佳也

記

住 所 加茂郡坂祝町 

氏 名 ながお ゆたか
長尾 裕

生年月日 

任 期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

同意第17号


坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月8日

坂祝町長 柴山佳也

記

住 所 加茂郡坂祝町 

氏 名 すずき ゆみ
鈴木 友美

生年月日 

任 期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで